

国立大学法人福島大学 産官民学連携・知的財産ポリシー

平成28年3月7日

学長裁定

福島大学は、地域と共に歩む知（地）の中核的創造拠点として、本ポリシーに基づき、教育研究により得られた知的財産の社会への還元及び産官民学が連携することによるイノベーションの創出に積極的に取り組みます。

1. 知（地）の中核的拠点として優れた研究成果を上げるとともに、その成果を広く社会に還元します。
2. 共同研究や受託研究等を通じて産官民学連携を進めることにより、研究活動を活性化させ、イノベーションに基づく産業の成長に貢献します。
3. 知的財産を適切に保護・管理し、効果的な活用ができるようにします。
4. 知的財産の活用を通じて得られた対価収入は、発明者等に還元して研究のインセンティブを高めるとともに、大学にも適切に還元して、新たな知の創造に役立てます。
5. 知的財産の権利取得・活用の体制を充実させ、迅速かつ効率的に意思決定を行います。
6. 企業等と公正で透明性の高い対等な関係を構築し、社会に対する説明責任を果たします。